

# 大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託プロポーザル実施要領

## I 基本事項

### 1 趣旨等

この要領は、大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託について、事業者の能力等を総合的に比較検討し、最も適した受託候補者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結に当たり、必要な手続等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

### 2 プロポーザルの概要

公募型プロポーザル方式により、受託候補者を選定する。

### 3 業務の概要

#### (1) 業務の名称

大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託

#### (2) 業務の目的

本業務は、介護認定審査会の資料をデータで配付できる認定審査ペーパーレス化システムを導入することで、資料の作成、配付及び修正に伴う差し替えを効率化し、認定審査の時間短縮を図る。介護認定審査会の開催準備及び開催に係る業務を効率化することで、認定申請から認定結果通知までの期間の短縮につながり、早期の介護保険サービスの利用ができるようにすることを目的とする。

#### (3) 業務の内容

別紙1「大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託仕様書」のとおり

#### (4) 履行期間及び本格運用開始日

履行期間は契約締結日から令和8年3月31日（火）までとし、認定審査ペーパーレス化システムの本格運用開始日は、令和7年12月1日（月）とする。ただし、本市が別途用意するタブレット端末の納期に遅れが生じる場合には、本格運用開始日は、別途協議する。

#### (5) 業務委託料

本業務の委託料は1,685,530円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。この委託料は別紙仕様書のほか、提案書で提案した事項が全て実施できる費用（令和8年3月31日までのシステム保守又はシステム利用に係る費用を含む。）とする。ただし、この委託料は、契約時の予定価格を示すものではなく、本業務委託料の上限額を示すものであることに留意すること。令和8年度以後については、本業務の受託者と提案内容を協議し、別途システム保守契約又はシステム利用料契約を締結する予定である。

### 4 発注者及び発注課

#### (1) 発注者

大村市

#### (2) 発注課

大村市福祉保健部長寿介護課

〒856-0832 大村市本町458番地2

電話番号 0957-20-7301  
FAX 番号 0957-53-1978  
電子メール chouju@city.omura.nagasaki.jp

## 5 参加資格要件等

本プロポーザルに参加することができる者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、Ⅱ-4に記載する参加表明書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出の時点において、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、本プロポーザルの参加資格の確認結果を通知する書面（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項若しくは第2項の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がない者であること。
- (6) 大村市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置及び国又は他の地方公共団体から同様の措置を受けていない者であること。
- (7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 参加者又は参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。
  - イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。
  - ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
  - エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。
- (8) プライバシーマーク制度又は情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）による情報セキュリティに関する資格を有していること。

- (9) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までに、国又は地方公共団体と同種の業務委託の契約を締結した実績を有する者であること。

## 6 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の公表	6月23日（月）から7月22日（火）まで 【市ホームページに掲載】
参加表明書の提出期限	7月3日（木）午後5時まで
参加資格確認通知	7月7日（月）までに通知
質問書の提出期限	7月14日（月）午後5時まで
質問書への回答期限	7月17日（木）午後5時までに回答（電子メール）及び市ホームページに掲載
辞退届の提出期限	7月22日（火）午後5時まで
提案書等の提出期限	7月23日（水）午後5時まで
審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	8月7日（木）（予定）
審査結果通知	8月20日（水）（予定）
契約	9月上旬（予定）

## 7 実施要領の取得

- (1) 取得方法 実施要領は大村市ホームページからダウンロード又は発注課での直接交付により取得するものとする。
- (2) 取得期間 令和7年6月23日（月）から7月22日（火）まで
- (3) URL <https://www.city.omura.nagasaki.jp>

## II 審査・選定等

### 1 選定の方法

提案書等の提出のあった者による審査（総合評価）を行い、受託候補者1者を選定する。

### 2 説明会

本業務に係る説明会は開催しない。

### 3 質問及び回答

質問は質問書（第7号様式）により行うこととし、原則、口頭による質問は受け付けない。

#### (1) 質問書の提出期限

令和7年7月14日（月）午後5時

#### (2) 質問書の提出場所

発注課：大村市福祉保健部長寿介護課

#### (3) 質問書の提出方法

質問書を電子メールにより発注課に提出すること。なお、電子メールの件名を「大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託に係る質問【法人等名】」とし、送信後、発注課がメールを受信したことを必ず電話で確認すること。

#### (4) 質問書の回答

確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた者からの質問に対する回答を令和7年7月17日（木）午後5時までに大村市ホームページに随時掲載する。なお、質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなす。

### 4 参加表明書の提出

#### (1) 提出書類

次の書類を各1部

ア 公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）

イ 法人等概要書（第2号様式）

ウ 参加資格要件確約書（第3号様式）

エ 返信用封筒（送付先を明記の上、110円切手を貼ったもの）

令和7年度の大村市入札参加資格者名簿に登録されていない者は、次の書類を各1部を添付すること。

(ア) 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 本業務に必要な許可、認可等を証する書類の写し

(ウ) 消費税及び地方消費税に滞納がない証明

(エ) 大村市税納付状況確認同意書（第4号様式）

#### (2) 提出期限

令和7年7月3日（木）午後5時

#### (3) 提出場所

発注課：大村市福祉保健部長寿介護課

#### (4) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(2)の期限までに必着すること。

### 5 参加資格確認通知の発送

公募型プロポーザル参加表明書（第1号様式）を提出した者に対し、令和7年7月7日（月）までに公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第5号様式）を発送する。

### 6 参加辞退届の提出

参加表明後の辞退は、参加辞退届（第10号様式）を提出すること。

#### (1) 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時

#### (2) 提出場所

発注課：大村市福祉保健部長寿介護課

#### (3) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵送の場合は(1)の期限までに必着すること。

### 7 提案書等の提出

#### (1) 提出書類

別紙1「大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託仕様書」及び別紙2「大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託提案書作成要領」に基づき、提案書等を提出すること。提出部数は次のとおりとする。

ア 提案書提出表紙（第6号様式）	1部
イ 提案書作成要領により作成した資料	正1部、副10部
ウ 見積書（提案者様式）	1部
エ 経費内訳書（提案者様式）	1部
オ 操作マニュアル（事務局用及び審査会委員用）	正1部、副10部

(2) 提出期間

令和7年7月23日（水）午後5時必着

(3) 提出場所

発注課：大村市福祉保健部長寿介護課

(4) 提出方法

持参又は郵便により提出すること。ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までに持参し、郵便の場合は（2）の期限までに必着すること。

(5) 再提出等

提出期限後における参加表明書、提案書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。

## 8 審査

公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第5号様式）で参加資格がある旨の確認を受けた者を対象に、以下の審査を実施する。

(1) 審査組織

受託候補者の選定は、5名の委員で組織する「大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

(2) 審査

提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

ア 実施日 令和7年8月7日（木）

イ 場所 大村市役所第8会議室（予定）

ウ 方法

ヒアリングの実施方法は、次のとおりとする。

(ア) 各対象者のヒアリング時間は、35分程度とし、プレゼンテーションを25分以内、質疑応答を10分程度とする。また、入退室の時間（準備・撤去作業を含む。）を5分程度設け、その時間は、ヒアリング時間に含まないこととする。

(イ) ヒアリングに出席できる者は、パソコン等の機器を操作する者を含む、3名以内とする。

(ウ) 対象者は、他の対象者のヒアリングを傍聴することはできないこととする。

(エ) 提案者は、説明の中で提案者の名称が特定できるような表現はしないこと。

(オ) ヒアリングは、事前に提出された提案書に基づき実施し、提案書の差し替え及び追加資料の配布は、認めないこととする。

(カ) ヒアリングに使用するプロジェクター、スクリーン、映像出力用ケーブル（HDMI、VGA）及び電源用コードリールは、発注課で準備することとする。それ以外のその他パソコン等の機器については、各対象者が準備することとする。

エ 受託候補者を特定するための審査項目及び配点

(ア) 導入実績	20点
(イ) 機能要件	50点
(ウ) 企画提案	100点
(エ) 見積価格	30点
合計	200点

(3) 受託候補者の特定

提案書及びヒアリングの内容を審査し、審査委員会において、評価基準に基づき評価点を算出し、評価点の合計点が最も高い者を受託候補者として特定する。この場合において、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、委員長の決するところとする。なお、参加者が1者の場合は、提案について審査を行い、受託候補者として適当と判断したときは、当該参加者を受託候補者として特定するものとする。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、参加表明書記載の住所又は所在地宛てに令和7年8月20日（水）（予定）に、受託候補者として特定した者に対しては特定通知書（第8号様式）を、受託候補者として特定しなかった者に対しては非特定通知書（第9号様式）を送付するものとする。なお、審査結果についての苦情及び異議を申し立てることは認めない。

(5) 審査結果の公表

審査結果は、令和7年8月20日（水）（予定）に、審査を受けた者に通知するとともに、大村市ホームページにおいて公表する。

### III その他

#### 1 失格事項

参加表明者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) この要領に定める手続以外の手法により、審査委員会の委員、発注課等の関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めたとき。
- (2) 提出期限後に書類の提出があったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 本要領に違反する表現をしたとき。
- (5) その他審査委員会が本要領に違反すると認めるとき。

#### 2 業務の契約

##### (1) 契約書作成の要否

本業務は、契約書の作成を要する。

##### (2) 契約

ア 契約手続は、大村市財務規則（昭和39年大村市規則第8号）の定めによるものとする。

イ 大村市は、契約締結後においても受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

##### (3) 契約書

大村市財務規則に定めるところによる。

#### (4) 契約内容

契約書、仕様書、提案書等に基づき決定する。なお、契約時における詳細な事項については、改めて提示し、必ずしも今回の提案どおり実施するものではない。

### 3 留意事項

- (1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者として参加資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書等を提出できない。
- (2) 参加表明書、提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書、提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された参加表明書、提案書等は、受託候補者の特定においてのみ使用し、原則として他の目的には使用しない。また、提出書類を公表その他の目的に使用する場合は、あらかじめ提案者の承諾を得るものとする。
- (5) 提出期限後における参加表明書、提案書等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書、提案書等を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

### 4 その他

- (1) 採択された提案書の著作権は、大村市に帰属する。
- (2) 提案の審査は、提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (3) 本プロポーザルの手続に使用する言語は日本語、通貨は日本円によるものとする。

### 5 添付資料

- (1) 大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託仕様書 別紙 1
- (2) 大村市認定審査ペーパーレス化システム導入業務委託提案書作成要領 別紙 2
- (3) 公募型プロポーザル参加表明書（第 1 号様式）
- (4) 法人等概要書（第 2 号様式）
- (5) 参加資格要件確約書（第 3 号様式）
- (6) 大村市税納付状況確認同意書（第 4 号様式）
- (7) 公募型プロポーザル参加資格確認通知書（第 5 号様式）
- (8) 提案書提出表紙（第 6 号様式）
- (9) 質問書（第 7 号様式）
- (10) 特定通知書（第 8 号様式）
- (11) 非特定通知書（第 9 号様式）
- (12) 参加辞退届（第 10 号様式）